

平成24年度 財政援助団体等監査（期）指摘事項措置状況

《一般社団法人 神戸市手をつなぐ育成会》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
ア 補助事業の執行 選考委員会の設置及び開催 訓練生の選考にあたっては、現状では1ヶ月の実習を行い、その評価をもとに育成会の内部決裁により選考されている。しかし、本市の知的障害者自立訓練事業実施要領に基づき育成会が定める知的障害者自立訓練事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）では、「その適格性を判定するため、原則として1ヶ月の実習を行い、評価あるいは関係機関等の意見をもとに、会の選考委員会において選考するものとする。」と規定されている。 特段の事情がない限り、規定どおりに選考委員会を設置し、適正に処理すべきである。	ご指摘を踏まえ、一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会において、選考委員会を設置いたしました。今後は、選考委員会において、訓練生の選考を行ってまいります。	措置済
ア 補助事業の執行 訓練期間の更新手続 訓練生の訓練期間については、基本期間を1年間とし、実施要綱では、「1年以内の期間をもって更新することができる」と規定されているものの、退所届けが出されるまでは特段の手続きを経ず、そのまま更新されているように見受けられた。 更新にあたっては、規定の趣旨に則った更新手続を行うなど、適正な処理を行うべきである。	ご指摘を踏まえ、一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会において、選考委員会を設置いたしました。今後は、選考委員会において、訓練生側からの申請に基づき、毎年度、訓練期間更新の可否を決定してまいります。	措置済